

# 「竹島」「尖閣」II「固有の領土」論のウソを暴き、排外主義との対決を！

国富建治

「8・15」を前後して、韓国と中国との「領土」をめぐる紛争があらためて大きく浮上することになった。言うまでもなく「竹島」（独島）と「尖閣諸島」（釣魚諸島）の問題である。日本政府、各政党、マスメディアはこぞつて日本の「固有の領土」が脅威にさらされているとして金切り声をあげている。自衛隊を派遣して韓国、中国から日本の主権を防衛しなければならぬといった「戦争」ムードが煽られているのだ。

しかし「竹島」や「尖閣」への日本の「領有権」主張の根拠について歴史的事実に即して語られることはほとんどない。私たちは、「竹島」や「尖閣」の日本による領有宣言が、朝鮮や中国への近代天皇制日本国家の侵略・植民地支配の歴史と、決して切り離せるものではないことを確認すべきだ。それは「尖閣」の領有が一八九五年一月、日清戦争のさなかであり、「竹島」の領有も一九〇五年二月の日露戦争のさなかであったことを見るだけでわかることだ。すなわち「尖閣」の領有は日清戦争による台湾・澎湖諸島の略奪・植民地化のプロセスの中で起こったことであり、また「竹島」の領有も一九〇四年八月第一次日韓協約、一九〇五年一月の第二次日韓協約を通じて韓国の「保護国」化と一九一〇年の「韓国併合」に至る歴史過程の中で起こったことなのである。

その上でもうすこし詳細に見れば次のようになる。漁業や羽毛の採取に従事していた古賀辰四郎が魚釣島、久場島の開拓許可を沖縄県を通じて政府に申請したのは一八八五年だった。しかしこの時は「中国領」の可能性もあるということで明治政府は許可を保留している。その後、日清戦争に至るまで古賀からの開発許可申請が繰り返行われたが、明治政府は「尖閣」の沖縄県編入には同意を与えなかった。しかし日清戦争での中国の敗勢が明らかになった一八九五年一月になって初めて、「尖閣諸島」の沖縄県編入の閣議決定がなされたのである。しかしこの決定は官報にも掲載さ

れず、諸外国にも通知されず、かつ閣議決定にある「国標」も設置されなかった。この点に関しては、「新しい歴史教科書をつくる会」や、八木秀次の「日本教育再生機構」の顧問を務める右派の歴史学者・伊藤隆が監修している『資料検証・日本の領土』（河出書房新社、二〇一〇）でも「領土編入について無主物先占の万全の手続きをふんだとは到底言えない」と指摘している。

「竹島」についてはどうか。日本外務省の「竹島問題を理解するための10のポイント」では、日本（江戸幕府）は、遅くとも一七世紀半ばには竹島の領有権を確立しました」としている。当時「竹島」と呼ばれていた韓国の鬱陵島をめぐる朝鮮と江戸幕府・対馬藩の間で領有権をめぐる交渉があったことは確かだ。そして一六九六年、江戸幕府は鬱陵島が朝鮮の領有に帰すことを確認し、鬱陵島への日本人の渡航を禁止したのである。鬱陵島に至る航海の目印として当時「松島」と呼ばれていた現在の「竹島」（独島）は、絶海の孤島として忘れられてしまった。

日本外務省は「鬱陵島への日本人渡航を禁止したが、竹島への渡航は禁止していない」として「歴史的領有」「実効的支配」を主張している。しかし一九〇五年二月の「竹島」の島根県への編入は、「歴史的領有」権に基づくものではない。「他国ニ於テ之ヲ占領シタリト認ムヘキ形跡ナク」という「無主物先占」の論理で行われているのだ。前掲『日本の領土』はこの点でも、「島根県告示のみで、外国に分かるように広く宣言していない」ことなどを挙げて「結果としては、日本側の手続き的な不十分さは非常に大きい」と述べている。

私たちは、こうした事実を踏まえて「固有の領土」論のウソを明らかにし、排外主義的キャンペーンにクサビを打ちこむべきだ。

（くにとみ・けんじ／反安保実行委員会）